

医療法人財団 健貢会 総合東京病院 通所リハビリテーション
運営規定

改正履歴				承認印		
改正番号	有効開始日	要旨	理由	作成	審査	承認
0	2018.01.04	初版制定	規格に基づく統合マネジメントシステムの構築、ISO取得のため	金子	古溝	原島
1	2018.04.01	人員変更	異動に伴う人員の変更	金子	古溝	原島
2	2019.04.01	人員変更	異動に伴う人員の変更 拡大に伴う時間・定員の変更	原	古溝	原
3	2020.04.01	人員変更	異動に伴う人員の変更 拡大に伴う時間・定員の変更	原	古溝	原
4	2025.8.1	人員変更 送迎範囲	新規事業の立ち上げ 定員拡大・送迎範囲の狭小	阿部	北地	原島
備考						

医療法人財団 健貢会 総合東京病院

通所リハビリテーションセンター 運営規程

(指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーション)

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条

医療法人財団健貢会が開設する、総合東京病院通所リハビリテーションセンター（以下「事業所」という）が行う、指定通所リハビリテーションならびに指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下併せて「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者は、要介護および要支援者等で、かかりつけの医師（以下「主治医」）が必要性を認めた利用者に対し、適正な通所リハビリテーション（介護予防含む）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1 事業所の従業者は、要介護者および要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した日常生活が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、中野区をはじめとする関係区市町村、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 医療法人財団 健貢会 総合東京病院
- 2 所在地 東京都中野区江古田3-15-2

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 1名以上（常勤医師）
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整・業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上
利用者に対して、診療及び療養上の指導を行う。
- 3 理学療法士 1-2時間5名以上、3-4時間10名以上（常勤換算）
医師の指示及び通所（介護予防）リハビリテーション計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 4 作業療法士 1-2時間0名以上、3-4時間1名以上（常勤換算）
医師の指示及び通所（介護予防）リハビリテーション計画に基づき、居宅で自立した日常生活を営むのに必要な心身機能の維持回復、またはその悪化を防止するための訓練を行う。
- 5 介護職員等 必要数
通所（介護予防）リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供を行う。

第3章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第5条

施設の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜・祝祭日及び年末年始（12月31日から1月3日）は除く。
- 2 営業時間
午前8時30分から午後5時00分
- 3 サービス提供時間
 - ①3-4時間 通所リハビリテーションセンター

①午前9：00-12：15	②午後13：30-16：45
---------------	----------------
 - ②1-2時間 通所リハビリテーションセンター

③午前9：50-11：00	④午後14：20-15：30
---------------	----------------

第4章 指定介護予防通所リハビリテーションの定員

(利用定員)

第6条

指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、次の通りとする。

2単位	70人	(午前の部	1単位	35名	介護予防通所リハビリも含む)
		(午後の部	1単位	35名	介護予防通所リハビリも含む)
1単位	26人	(午前の部	0.5単位	13名	介護予防通所リハビリも含む)
		(午後の部	0.5単位	13名	介護予防通所リハビリも含む)

第5章 指定通所リハビリテーションの提供方法、内容及び利用料 その他の費用の額

(指定通所リハビリテーションの提供方法)

第7条

指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう説明を行う。また、運営規程の概要、通所リハビリテーション計画、その他サービスの選択に必要な重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得る。これらは指定介護予防リハビリテーションにおいても同様とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条

指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| ① 居宅と事業所間の送迎 | ④ 日常生活動作・訓練上の支援 |
| ② 健康管理 | ⑤ 介護相談、介護予防に関する相談・助言 |
| ③ 機能回復訓練 | ⑥ その他、医師の指示によるリハビリテーション訓練 |

(通所リハビリテーション計画の作成)

第9条

1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成する。

2 従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又は家族に対し、その内容等について説明し、同意を得る。

3 通所リハビリテーション計画の策定にあたっては、すでに介護サービス計画又は介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

4 利用者が介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(利用者の心身の状況等の把握)

第10条

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(保健・医療・福祉サービス提供者との連携)

第11条

1 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたっては、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供拒否の禁止)

第12条

正当な理由なく指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域、提供体制及び安全確保上の理由等を勘案し、利用申込者に対して適切な指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供が困難と認められた場合は、他の指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の紹介など、必要な措置を講ずる。

(被保険者資格及び要介護認定等の確認)

第13条

1 指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証その他の公的書類に記載された認定情報に基づき、必要な配慮を行い、指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第14条

1 指定通所リハビリテーションの提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者には、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思をふまえて、速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が行われていない場合には、速やかに居宅介護支援事業者への連絡等の援助を行う。要支援認定等に該当し介護予防支援が行われていない場合には、当該利用者の有効期間の満了日の1カ月前までを目安に、地域包括支援センターへの連絡その他必要な援助を行う。

(法定代理受領サービスを受けるための援助)

第15条

指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第41条第6項及び介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定通所リハビリテーションの利用料等)

第16条

1 指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、サービス内容を含め、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。また、当該指定（介護予防）通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである時は、被保険者の負担割合証に記載された割合（1割～3割）とする。

2 オムツ代 サービスご利用の際に希望にてオムツを使用した場合、枚数分を実費にて徴収する。

3 第1項、第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は電磁的方法による承諾を受けることとする。

4 第1項、第2項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額、その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付する。

(指定通所リハビリテーションの内容、利用料、その他の費用等の記載)

第17条

1 指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供日及び内容、法定受領による介護給付費等の額、その他必要な事項を、利用者の介護サービス計画又は介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

2 事業所の医師は、健康手帳を所有している者については、健康手帳に必要事項を記載する。

第6章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第18条

中野区、練馬区、杉並区、豊島区、および新宿区の事業所の定めた区域とする。通常の実施地域は別紙1のとおりとする。ただし、利用者の健康状態、安全確保、提供体制その他やむを得ない事由により適切な提供が困難と認められる場合は、この限りでない。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第19条

1 事業所の従業者は、指定通所リハビリテーションサービスの実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 事業所の従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第20条

非常時・災害時の対策としては、建物を所有する医療法人財団健貢会総合東京病院と協力し、避難・初期消火を実施する。また、予防として年2回の訓練に参加する。その他の非常時の体制は第34条（事業継続計画）に定める。

第9章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第21条

指定通所リハビリテーションのサービス利用者は、管理者や医師、理学療法士、作業療法士、介護職員、相談対応を行う従業者などの指導による通所リハビリテーション計画に基づく日課を励行し、利用者相互及び事業所の秩序を保ち、相互親睦に努める。

第10章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する区市町村への通知)

第22条

利用者が、正当な理由がなく指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用者が偽りその他不正な行為により保険給付を受けた、または受けようとしたときは、区市町村に通知する。なお、状態悪化その他サービス調整を要する事由があるときは、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に情報提供を行う。

(勤務体制の確保)

第23条

1 利用者に対して、適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、事業所の従業員の勤務体制を定める。

2 従業員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回以上

これらは、法令・通知で求められる虐待防止・身体拘束の適正化・感染対策・BCP等の研修を含む。

(衛生管理等)

第24条

1 従業員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断などの必要な管理を行う。

2 利用者の使用する事業所、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

3 感染症の発生、まん延を防ぐために必要な措置を講ずる。

(秘密保持と個人情報の保護)

第25条

1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、在職中及び退職後も正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、この守秘義務は契約終了後も同様である。

2 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、法令に基づく場合及び緊急やむを得ない場合を除き、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いない。

3 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報および電送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとする。

(掲 示)

第26条

- 1 事業者は、通所リハビリテーションの運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の重要事項を、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 2 前項に代えて、当該重要事項を記載した書面（紙ファイル等）を備え付け、いつでも関係者が自由に閲覧できる状態（供覧）とすること、または電磁的記録により閲覧可能な状態とすることができる。
- 3 事業所は、重要事項等の情報を法人ウェブサイトまたは公的情報公表システムに掲載・公表し、最新の内容を維持する。閲覧が困難な者には、紙の交付等の代替手段により提供する。
- 4 本条の取り扱いは、居宅基準第119条（掲示規程の準用）および2024年介護報酬改定による「書面掲示」規制見直しに基づく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第27条

居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者の従業員に対し、利用者に対して当該指定（介護予防）通所リハビリテーションを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。その他のあつせん・誘因行為も行わない。

(苦情処理)

第28条

- 1 指定通所リハビリテーションサービスを提供するにあたり、利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置や苦情処理の体制・手順の整備など、必要な措置を講じるものとする。また、苦情処理の体制・手順の概要については、重要事項説明書（契約時説明書面等）に記載するほか、事業所に掲示または供覧（備え付け書面・電子的記録による閲覧）を可能とし、かつ原則としてウェブサイト等で公表するものとする。
- 2 当該サービスに関して、介護保険法第23条に基づき、区市町村からの文書提出・提示の求め、又は区市町村職員からの質問・照会があった場合には、これに応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとする。また、区市町村から指導又は助言を受けた場合には、これに従い、必要な改善措置を行うものとする。
- 3 指定通所リハビリテーションサービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づいて行う調査に協力するものとするとともに、当該指導・助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行うものとする。
- 4 苦情を受け付けた場合、苦情の内容、処理の経過、対応結果等を記録し、記録完結から2年間保存するものとする。さらに、苦情の内容をサービスの質改善に活かすべく、定期的に分析・評価を行い、その結果を事業運営に反映させるものとする。

(事故発生時の対応)

第29条

1 利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族・主治医、利用者に係わる居宅介護支援事業者と連絡するとともに、必要な措置を講じる。重大事故その他所管行政庁への報告が必要な場合には、所定様式により速やかに報告する。

2 利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(賠償責任)

第30条

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償する。

(会計の区分)

第31条

指定（介護予防）通所リハビリテーションの会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第32条

- 1 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録を整備するとともに、その完結の日から2年間保存する。電子記録は改ざん防止及びアクセス権限管理を行う。

(虐待防止に関する事項)

第33条

1 事業所は、利用者の人権の擁護および虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果に従業者に周知徹底する。
- (2) 虐待防止のための指針（ガイドライン）を整備する。
- (3) 従業者に対して虐待防止のための定期的な研修を実施する。
- (4) 前各号の措置を適切に実行するための担当者を設置する。

(5) これらの虐待防止措置を運営規程に記載し、重要事項説明書にもその概要を記載し、かつ事業所内に掲示または供覧（紙・電磁的方法）を可能とし、原則ウェブサイト等に公表する。

2 サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに区市町村等へ通報するものとする。

3 前項の通報にあたっては、利用者の安全を最優先とし、可能な範囲で当該事例の概要、調査経過、対応措置等を記録し、記録を完結より2年間保存するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第34条

1 事業所は、感染症の流行、自然災害、大規模事故、その他非常事態（以下「非常災害等」）が発生した場合でも、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスを可能な限り継続提供するため、かつ非常体制下でできるだけ早期の業務を再開するための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、これに基づいて必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画の内容を周知するとともに、計画に基づく訓練や模擬演習、研修を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、少なくとも年1回以上、または社会情勢・施設状況の変化があれば適宜、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画を改訂するものとする。

4 事業所は、業務継続計画の策定・見直し経過記録等を保持し、非常時対応の振り返り・改善に活用するものとする。

5 事業所は、業務継続計画の主要な項目（目的、想定リスク、優先業務、代替拠点・代替手段、復旧手順等）を運営規定に記載するとともに、重要事項説明書等に概要を記載し、事業所に掲示または供覧（紙・電磁的方法）できる体制を整備し、必要に応じてウェブサイト等で公表するものとする。

（ハラスメント防止のための措置）

第35条

事業所は、適切な指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する観点から、職場におけるハラスメント（性的言動、権力的関係を背景とする言動等を含む）によって理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の就業環境や利用者対応環境が害されないよう、次の措置を講じるものとする。

(1) ハラスメント防止のための基本方針（指針・ガイドライン）を策定する。

(2) すべての従業者および関係者に対し、ハラスメント防止の基本方針を明示し、定期的に研修を実施する。

(3) ハラスメント発生の相談責任者（窓口）を選任し、相談体制を整備し、相談を受けた際には迅速かつ適切に対応する。

(4) ハラスメントが発生した場合、事実関係の調査、是正措置および再発防止策を講じる。

(5) ハラスメント防止措置、相談窓口、対応実績等について、運営規定に明記するとともに、重要事項説明書等に概要を記載し、事業所掲示または供覧、第26条の定めに基づきウェブ公表を行うものとする。

(介護予防通所リハビリテーション【特則】)

第35条の2

この規程は、介護予防通所リハビリテーション（要支援者等を対象）にも準用する。ただし、次の事項は介護予防における相違として定める。

- 1 算定方式 : 基本報酬は月額算定とし、厚生労働大臣が定める告示及び通知に従う。
- 2 計画 : サービス計画に基づき提供する。連携先は介護予防支援事業者（地域包括支援センター）を基本とする。
- 3 掲示・公表 : 第26条（掲示・ウェブ掲載）の定めを準用する。
- 4 その他 : 人員・設備・連携・苦情・事故対応・記録等は、本文各条を準用する。

(その他)

第36条

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人財団健貢会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成30年1月4日より施行する。

改定 令和7年8月1日

別紙1)

通常の事業の実施地域

(令和7年4月1日現在)

区	地名	丁目	丁目	丁目	丁目	丁目	丁目
中野区	江古田※	1	2	3	4		
	沼袋※	1	2	3	4		
	江原町※	1	2	3			
	松が丘※	1	2				
	上高田	1	2	3	4	5	
	野方※	1	2	3	4	5	6
	大和町	1	2	3	4		
	白鷺	1	2	3			
	新井	1	2	3	4	5	
	鷺宮	1	2	3	4	5	6
	上鷺宮	1	2	3	4	5	
	若宮	1	2	3			
	丸山※	1	2				
練馬区	豊玉中※	1	2	3	4		
	豊玉北※	1	2	3	4	5	6
	豊玉南※	1	2	3			
	豊玉上※	1	2				
	中村※	1	2	3			
	中村南※	1	2	3			
	中村北※	1	2	3	4		
	小竹町	1	2				
	羽沢	1	2				
	桜台	1	2	3	4	5	6
	栄町※						
	旭丘※	1	2				
	練馬※	1	2	3	4		
	貫井	1	2	3	4	5	
	春日町	1	3	5			
	早宮	1	2	3	4		
	向山	1	2	3	4		
新宿区	中落合	3	4				
	西落合※	1	2	3	4		
豊島区	南長崎	3	4	5	6		

※1時間以上2時間未満の通所リハビリの送迎範囲